

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、事業を通じて社会の発展に貢献するとともに、株主・顧客・従業員・取引先などの様々なステークホルダーの皆様から、信頼される企業として継続的に企業価値を高めていくことを目指しております。

このような認識のもと、経営の健全性を維持しながら競争力を強化し、継続的に企業価値を向上させていくため、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが経営における重要課題であると認識しており、経営の透明性を自立的に確保し、経営監督機能の強化に取り組むなど、経営環境の変化に迅速に対応できる体制の構築に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2 議決権の電子行使を可能とするための環境作り】

当社は、議決権電子行使プラットフォーム、招集通知の英訳については、現状実施しておりません。今後の株主構成(当社株主における機関投資家や海外投資家の比率等)の推移を踏まえ、適宜導入を検討いたします。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、従業員数が少数であることから、管理職に占める女性社員の割合の目標値等は定めておりませんが、今後は具体的な目標値等の策定を進めてまいります。今後も、継続して女性の活用を含む社内での多様性の確保に関する環境整備を推進してまいります。

当社は、2024年4月1日に執行役員制度を導入しました。これは自立した判断のできる複数の次世代リーダーの育成を企図したものです。また、女性の管理職を中途採用するなど、多様性の確保にも努めております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードが想定している確定拠出年金制度を10月より導入する予定であります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 当社の経営理念は、会社ウェブサイトへ掲載しております。

経営戦略、経営計画については、経済環境や経営環境の変化が激しい中、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、対処すべき課題を明確に公表するとともに、当該期の業績予想を公表することとしております。なお、当社は、経営環境の変化が激しく中長期的な予測を行うことが困難であることから、中期経営計画を策定しておりません。今後、安定的な見積りが可能となった際には、中期経営計画を策定することを検討してまいります。

( ) 当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

( ) 当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、各取締役の報酬額については、指名報酬委員会の審議による答申に基づいて、取締役会が決議し、代表取締役社長がその具体的な決定について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定であり、経営方針及び担当職務、目標に対する達成状況・貢献度を総合的に勘案して決定いたします。

( ) 当社の取締役の候補者については、当社の企業理念を理解し、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とする方針です。指名報酬委員会の審議による答申の後、取締役会においてその適任性等について検討し、独立社外取締役の意見を踏まえて指名しております。

監査等委員である取締役の候補者については、当社の企業理念を理解し、取締役の業務執行の監査を的確かつ公正に遂行できる知識能力、経験を有している人物を候補者としております。なお、監査等委員である取締役の選任については、事前に監査等委員会の同意を得ております。

( ) 当社における取締役・監査等委員候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載しております。

【補充原則3-1 サステナビリティについての開示】

当社は、気候変動への対策をはじめとするサステナビリティについては、事業報告書を通して、環境にやさしいJKクレジットへの対応状況を開示しております。

人的資本への投資については、自立した判断のできる複数の次世代リーダーの育成が急務であるものと考えており、チャレンジを認める人事評価、キャリア自立と自ら学ぶ能力開発、ビジネスリーダーの計画的育成、を重要な経営課題として認識しております。なお、人材の育成においては、マネージャーによる社員のキャリア開発支援が重要であり、従来の「パフォーマンスマネジメント」に加え「キャリアマネジメント」を重視し、社員個々人の中長期的成長の支援を行ってまいります。

【補充原則4-10 任意の諮問委員会】

取締役及び執行役員の選任及び解任や取締役及び執行役員が受ける報酬案等に関しては、客観性・透明性等を強化するため指名報酬委員会(構成員5名うち3名の独立社外取締役)が審議のうえ答申を行い、場合によっては意見表明することで、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する体制を整えております。

【補充原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、当社の多様な業務とその業務機能、的確で迅速な意思決定、適切なリスク管理等に対応すること及び取締役会の独立性・客観性等を総合的に勘案した取締役会の規模とし、それに合わせた取締役を選任する方針としております。当社の社外取締役については、他社での経営経験と当社の経営に資するスキルを保有している者を選任する方針としております。また、スキル・マトリックスをはじめとした取締役が有

するスキル等の組み合わせに関する開示については、今後検討してまいります。指名報酬委員会については、取締役及び執行役員の選任及び解任や報酬等を審議することに関して、客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図る諮問機関として設置しております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

### 【原則1-4 政策保有株式】

当社は、株式保有先企業との継続的あるいは中長期的な良好な関係を通じて、当社の企業価値向上につなげることを目的として、上場株式を政策保有しております。また、議決権行使に当たっては、提案されている議案について、株主価値の毀損に繋がるものではないか等、議案の趣旨確認等を精査したうえで、賛否を決定して行使いたします。なお、将来的には、議決権が十分機能しないリスク、コーポレート・ガバナンスの重視、資本の有効活用ために持ち合い株式の削減を検討しております。

### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が関連当事者との取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、公正かつ適正に行うものとし、取締役会規程に基づき事前を取締役会の承認を得なければならないものとし、当該取引の終了後にはその実績を取締役会に報告しております。

### 【補充原則4-1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会に付議すべき事項について、取締役会が定める取締役会規程に規定しております。取締役会規程においては、法令及び定款に定められた取締役会の決議事項の他、経営の基本方針に関する事項や経営上の重要な事項等を取締役会に付議すべきものと定めております。なお、その他の事項については職務権限規程に基づき適切に経営陣の委任の範囲を明確に定めております。

### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独自の独立性判断基準は作成していませんが、東京証券取引所が定める独立性判断基準を準用し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を、独立社外取締役として選任しております。

### 【補充原則4-11 取締役・監査等委員の兼任状況】

当社は、取締役及び監査等委員の責務が十分に果たされるよう、取締役及び監査等委員に対して定期的に兼任状況の確認を行っております。その重要な兼任の状況については、有価証券報告書、招集通知等を通じ、毎年開示しております。

### 【補充原則4-11 取締役会の実効性についての分析・評価】

当社は、企業価値向上を目的として、取締役会の実効性の分析・評価をアンケート方式により実施しており、同アンケート回収に基づき分析・評価を行っております。同アンケートの回答では、監督機能を強化するための体制構築や自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成が図られているといった総じて肯定的な評価が確認され、取締役会の実効性は確保されていると認識しています。また、取締役会の更なる機能向上を図るべく今後も継続的に取締役会の評価を行っていく予定しております。

### 【補充原則4-14 取締役・監査等委員に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査等委員には、社外セミナーへの出席や外部講師を招いての勉強会の実施等を通して、企業価値向上につながる知識の習得及び役員としての役割と責務の理解促進に努めております。

### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR活動は管理部が担当しており、代表取締役副社長がこれを統括しております。当社は、株主との建設的な対話を促進するために、投資家・アナリスト向けの説明会を計画しております。また、個別の投資家等からの対話の申込みについては、合理的な範囲で前向きに対応しております。対話において把握された多様な意見は、必要に応じて取締役や関係部署にフィードバックし情報を共有しております。株主との対話に際しての重要事項の管理として、社内においては「情報管理規程」の周知・徹底を図ることでインサイダー情報の漏洩防止にも努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シーラテクノロジーズ	2,217,800	20.97
株式会社武蔵野銀行	310,000	2.93
東京東信用金庫	200,200	1.89
JPMorgan証券株式会社	118,200	1.11
河栄会持株会	101,600	0.96
小沼 正	82,700	0.78
小沼 阿喜枝	78,700	0.74
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	78,700	0.74
今井 忠雄	71,500	0.67
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYGCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	54,032	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

#### 補足説明

上記【大株主の状況】は、2024年5月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。  
上記【大株主の状況】の割合は、自己株式(200,000株)を控除して計算しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	5月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
柴田 亮	公認会計士													
浦西 友義	その他													
西島 信竹	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田 亮				柴田亮氏は、公認会計士として税務及び財務に関する専門的かつ豊富な知識等を有しており、上場企業をはじめ中堅中小企業の経営全般にわたる指導に従事した経験を有しております。これらの知見、経験を活かし積極的に意見、提言も期待できる人材であると判断し、社外取締役として選任をしております。 また、同氏は独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する事項に該当するものがなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断いたしました。
浦西 友義				浦西友義氏は、省庁における長年の要職経験と事業会社の取締役としての幅広い鑑識を元に培われた客観的かつ専門的な視点を有しております。これらの知見、経験を活かし積極的に意見、提言も期待できる人材であると判断し、社外取締役として選任をしております。 また、同氏は独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する事項に該当するものがなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断いたしました。
西島 信竹				西島信竹氏は、大手金融機関における長年の要職経験と事業会社の監査役としての幅広い鑑識を元に培われた客観的かつ専門的な視点を有しております。これらの知見、経験を活かし積極的に意見、提言も期待できる人材であると判断し、社外取締役として選任をしております。 また、同氏は独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する事項に該当するものがなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社の代表取締役社長は、自ら監査等委員会と意見交換会を適時実施することで、監査等委員会の職務を補助しております。また、監査等委員会の監査業務等を補助するため、社内規程に基づき内部監査室を設置し、専属のスタッフを配置しております。同規程において、専属のスタッフについて執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けております。

## 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

### 〔監査等委員会と会計監査人の状況〕

当社の会計監査人は、会計監査結果につき、四半期ごとにその報告書とともに経営者へ直接報告する前に、まず、監査等委員、内部監査室の三者による合同協議の場で結果を報告し、意見交換を通じて、情報及び認識の共有化を図っております。会計監査人は、単に会計監査結果のみならず、内部統制上の課題等を報告・協議し、当社のリスク管理及び統制環境の改善に努めております。これらのうち主要な点については、監査等委員会において、監査等委員が報告すると同時に、それらのフォローアップを含め、適宜監査等委員会監査や内部監査計画に反映する仕組みになっております。

### 〔監査等委員会と内部監査部門の連携状況〕

当社では内部監査計画の作成にあたり、経営者及び監査等委員会の意見を取り入れ、内部監査報告書は経営者への報告後に全内容を監査等委員会に回覧・報告する仕組みになっております。監査等委員会監査の結果は、適宜経営者に報告・助言され、かつ、その情報は内部監査室とも共有しております。

### 〔会計監査人と内部監査部門の連携状況〕

当社の会計に関する事項では直接的な連携はありませんが、会計監査人による四半期ごとのレビュー結果に基づき、内部監査部門が指摘事項のフォローを行っております。

## 〔任意の委員会〕

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

## 補足説明

### 1. 目的

社外取締役等が過半数を構成する任意の指名報酬委員会を設置して、取締役及び執行役員の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性および透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的としております。

### 2. 役割

指名報酬委員会は、取締役会の諮問機関として次の事項を審議し、答申しております。

- (1) 株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案
- (2) 取締役会に提出する役付取締役の選任及び解任に関する議案
- (3) 取締役会に提出する執行役員の選任及び解任に関する議案
- (4) 取締役及び執行役員が受ける報酬等の方針
- (5) 取締役及び執行役員が受ける個人別の報酬等



## 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績貢献を役員報酬にて支給するため、ストックオプション等のインセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、有価証券報告書及び招集通知において、取締役に支払った報酬の総額と人数を開示しております。  
取締役(監査等委員を除く)の報酬 64百万円 (すべて社内取締役)  
取締役(監査等委員)の報酬 12百万円 (すべて社外取締役)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 取締役の報酬等の額

#### ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役及び執行役員の選任及び解任や取締役及び執行役員が受ける報酬案等に関しては、客観性・透明性を強化するため指名報酬委員会(構成員5名うち3名の独立社外取締役)が審議のうえ答申を行い、場合によっては意見表明することで、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する体制を整えております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。当社の取締役報酬については、企業価値の持続的な向上を図ることを可能とするよう、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、経営責任負担への対価として適正な水準で支給することを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、担当職務、各期の業績、貢献度等が勘案され決定される基本報酬たる固定報酬のみ、監督機能を担う取締役監査等委員(社外取締役)についてはあらかじめ定められた固定報酬のみで構成しております。

当社の業務執行取締役の基本報酬は、毎月定額固定で支給される現金報酬であり、担当職務による経営責任の軽重、各期の業績、加えて事業年度ごとに策定されている経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度等が勘案され、年度期初に取締役会において決定しております。取締役監査等委員(社外取締役)については、あらかじめ定められた定額の固定報酬が基本報酬であり、年度期初の取締役会において改めて決定され、月毎に現金報酬として支給しております。

#### イ. 当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲以内において、経営方針及び担当職務、目標に対する達成状況、貢献度を総合的に勘案して決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

#### ウ. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、別途、社外取締役に諮問し答申を得ることとしております。代表取締役社長が、取締役の報酬等の額の決定過程において、当該答申を尊重し決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

当社の内部監査室は、社外取締役に対し、取締役会など重要な会議の開催案内の他、重要な案件については事前説明を行っております。



## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
坂本 真一	代表取締役		常勤	2024/8/29	2023/8/29 ~ 2024/8/29

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社制度を採用しております。

〔取締役会〕

当社の取締役会は、3名の監査等委員を含む5名の取締役により構成され、取締役会規程に基づき、毎月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な経営事項、業務執行に係る事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

〔監査等委員会〕

当社の監査等委員会は、非常勤の監査等委員である社外取締役3名で構成されております。監査等委員は、取締役会などの重要な会議に出席するほか、毎月の監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査等に関する重要事項について協議を行い、職務執行の適法性、妥当性に関するチェックを行うとともに、会計監査人との連携を図っております。

〔内部監査室〕

当社の内部監査部門としては、他の組織から独立した内部監査室を設置し、当社の業務監査を実施し、その結果を社長、取締役会及び監査等委員会に報告しております。また、監査等委員会、会計監査人とも適宜意見交換が行える体制にしております。

〔全体会議〕

当社では、取締役及び各部門より選任される代表者が参加する全体会議を毎月開催しており、部門間における情報の共有化を目的として各部門の活動報告を行うとともに、取締役による総括により、全社員の目的意識の統一を図っております。

〔会計監査〕

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会計監査実施の際は、担当の公認会計士、監査等委員会及び内部監査室にて随時意見交換しております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

〔監査等委員会の機能強化に向けた取組状況〕

当社の監査等委員会の体制は、非常勤監査等委員3名で構成されております。監査等委員会を補助する人材については、内部監査室が積極的に支援する体制をとっております。内部監査という業務の性質上、監査等委員会業務との接点が多く、有効な内部監査と監査等委員会による監査で連携を密に取りながら各監査業務を行っております。監査等委員会と会計監査人との連携については、定期的(四半期決算を含む各決算期の監査時)に、会計監査人から監査等委員会に監査報告を実施しております。これらの連携を強化できる環境づくりを、経営者は支援していく考えであります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。現状といたしましては、3名の監査等委員(全員社外取締役)を置くことで、経営の健全性・透明性・効率性の確保に努めております。的確な経営の意思決定とそれに基づく迅速な業務執行、及び適正な監督・監視・牽制機能の強化・充実に努め、中長期的な企業価値の向上を実現するための機関設計として本体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第46期定時株主総会招集通知につきましては、2024年8月14日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、集中日を避けて開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
その他	当社ホームページ上において定時株主総会招集通知を掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ( <a href="http://www.cumica.co.jp">http://www.cumica.co.jp</a> )に、投資家向け情報(決算短信・適時開示資料・有価証券報告書・四半期報告書及び決算説明会資料等)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社内にIR担当を置いております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス行動指針により、法令の遵守をはじめ、各ステークホルダーとの適切な関係の構築について定めるとともに、これらの事項について社員教育を行っております。また、当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けるとともに、安定的かつ恒久的な経営基盤の確保と自己資本利益率の向上に努めるとともに、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行う事を基本方針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	クミカは、「日高の森」「洞爺の森」「ニセコの森」「えりもの森」「十和田の森」「南総の森」「安芸の森」など、合せて東京ドーム約150個分という広大な森林を所有しております。今、世界では地球温暖化を防ぐために、CO2などの温室効果ガスの排出を減らす国際的な取組み(カーボンオフセット)が行われております。当社は、温室効果ガスの排出量削減に貢献するためにJ-クレジット制度を利用して、「リベレステ(現・クミカ)の森 No.8 日高の森育成プロジェクト」(プロジェクト番号 JSP-PJ00037)の認証を環境省より受けております。なお、クレジットの一部を売却しましたが、当期末現在では、1,026-CO2クレジットを保有しております。今後も、地球温暖化を防ぐため、豊かな森を育て次の世代へ自然が豊かな暮らしをつないでいくため、事業活動とおして、低炭素社会の実現に貢献してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆さまを始めあらゆるステークホルダーに対し、会社の経営内容、事業活動等の企業情報の開示を関係法令に従って適時・適切に行っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

当社は、成長に伴い社内環境整備に努めてまいりました。取締役会を活性化させ、経営上の意思決定事項が有効に、かつ、迅速に機能するように組織の強化を図って行きたいと考えております。

(内部統制システムに関する整備状況)

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、当社のコンプライアンスポリシー(企業行動基準、企業行動憲章等)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。  
コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部門を設置する。コンプライアンス担当部門は定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施する。  
役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制  
社内規程に従って管理を行い、監査等委員会の要求があった場合、取締役は速やかに、当該情報・文書を提出するものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
管理部が、「危機管理規程」に基づき、リスク管理活動を統括し、その他の規程の整備とその運用を図る。  
各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。  
新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。  
リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会に報告する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
職務権限及び意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとり、併せて運用状況を定期的に検証する。  
業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門が内部監査を実施する。
- 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社管理の担当部署を置き、関係会社規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。  
管理部はグループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査等委員会を補助すべき使用人として、内部監査室を置き、必要な人員を配置する。
- 使用人の取締役からの独立性に関する事項  
内部監査室の使用人の任命、人事異動等の人事権に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、役職員により違法又は不正な行為を発見したとき、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。  
事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的又は不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。  
コンプライアンス規程において、コンプライアンスに抵触する行為等については、監査等委員会への適切な通報を確保するとともに、通報者に通報したことにより不利な取扱いも行ってはならない旨を定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。
- 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
役職員の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努める。  
代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「監査等委員会監査基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務の処理をすることとしております。また、監査等委員会が、監査等委員の職務の遂行のために弁護士及び公認会計士等の外部専門家を求めた場合、当社はその費用を負担することとしております。なお、監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとしております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持いたしております。

なお、反社会的勢力排除に対応するための対応マニュアルを設置しておりますが、引き続き社内体制の整備強化及び警察等の外部機関や関連団体の連携等に取り組んでまいります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

##### 1. 適時開示の基本方針

当社は、あらゆる株主・投資家・アナリストの皆様に対して、公平で正確な情報を提供するため、適時開示に関する規則等の関連諸法令及び諸規則を遵守しつつ開示を行ってまいります。

また、適時開示に関する規則等に該当しない情報についても、当社の投資判断に影響を及ぼすと考えられる重要な情報につきましては、公平性、適時性の観点より当社ホームページにて公開してまいります。

##### 2. 適時開示体制の概要

当社の開示担当部署は、管理部が担当しております。

適時開示が必要と考えられる各種会社情報は、取締役、関係部署より管理部長に連絡することに規定しております。

管理部長に連絡された各種会社情報は、東京証券取引所等に事前相談するなどして、適時開示の要否を決定しております。

適時開示する情報決定後、(1)決議案件及び決算に関する事項は、取締役会の承認。(2)発生事項は代表取締役社長の承認。

を得て、情報取扱責任者が東京証券取引所に提出いたします。

なお、適時開示に係る社内体制の有効性について、内部監査により検証を行っております。

